

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年7月8日

【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)
- US トータル・イールド・サステナブル(米ドル)
(UBS (Lux) Equity SICAV
- European High Dividend Sustainable (EUR)
- European Opportunity Unconstrained (EUR)
- Global Emerging Markets Opportunity (USD)
- Long Term Themes (USD)
- US Total Yield Sustainable (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル)P - a c c 投資証券

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

16億9,480万ユーロ(約2,198億円)

クラス(米ドル)P - a c c 投資証券

15億940万米ドル(約1,659億円)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

29億3,670万ユーロ(約3,809億円)

クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券

23億7,560万米ドル(約2,611億円)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

19億5,680万米ドル(約2,151億円)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

22億6,860万米ドル(約2,493億円)

USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

26億270万米ドル(約2,860億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2021年8月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については169.48ユーロに1,000万口、クラス(米ドル)P - a c c 投資証券については150.94米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については293.67ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券については237.56米ドルに1,000万口、グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については195.68米ドルに1,000万口、ロング・ターム・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については226.86米ドルに1,000万口およびUSトータル・イールド・サステナブル(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については260.27米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 2021年11月29日付で、UBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)(UBS(Lux)Equity SICAV - European High Dividend(EUR))はUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)(UBS(Lux)Equity SICAV - European High Dividend Sustainable(EUR))に、UBS(Lux)エクイティ・シキャブ - USトータル・イールド(米ドル)(UBS(Lux)Equity SICAV - US Total Yield(USD))はUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)(UBS(Lux)Equity SICAV - US Total Yield Sustainable(USD))にそれぞれ名称を変更した。

(注3) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2021年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.90円および1ユーロ=129.69円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年11月30日に提出した有価証券届出書(2022年2月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2022年6月付で、投資方針、投資制限、投資リスク、手数料等及び税金、外国投資法人の追加情報、手続等、関係法人の状況に関する事項が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)

UBSアセット・マネジメントはヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当する。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

基準通貨は、ユーロである。

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資する。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当する。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

基準通貨は、ユーロである。

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

アクティブ運用されるグローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資する。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資する。本サブ・ファンドは、特に投資魅力度が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負う。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもない。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできる。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当する。

(中略)

- サブ・ファンドは、そのベンチマークを下回る二酸化炭素排出原単位の絶対値および/または収益100万米ドル当たり100トン以下の二酸化炭素排出量の絶対値を有することを目標としている。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを有すること、および/または、ベンチマークに含まれる企業の上位半分(UBS ESGコンセンサススコアの順で)の企業を上回るサステナビリティ・プロファイルを有する企業に、投資額の最低51%を投資することを目標としている。

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い

環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。

(中略)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当する。

(中略)

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、企業の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサススコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESGコンセンサススコアの7から10(強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。)を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。それにより、サブ・ファンドはガバナンス面の特性だけでなく環境面および社会面の特性も促進する。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

(中略)

USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントはUSトータル・イールド・サステナブル(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進

し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当する。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

基準通貨は、米ドルである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)

UBSアセット・マネジメントはヨーロピアン・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類される。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「著しい害を及ぼさない(do no significant harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮しない。

基準通貨は、ユーロである。

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資する。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類される。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当ある場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「著しい害を及ぼさない(do no significant harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮しない。

基準通貨は、ユーロである。

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

アクティブ運用されるグローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資する。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資する。本サブ・ファンドは、特に投資魅力度が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負う。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもない。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできる。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類される。

(中略)

- サブ・ファンドは、そのベンチマークを下回る二酸化炭素排出原単位の絶対値および/または収益100万米ドル当たり100トン以下の二酸化炭素排出量の絶対値を有することを目標としている。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを維持すること、および/または、ベンチマークの上位半分(UBS ESGコンセンサススコアの順で)の企業を上回るサステナビリティ・プロファイルを有する企業に、資産の最低51%を有することを目標としている。

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのよ

うに、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達側の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「著しい害を及ぼさない(do no significant harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮しない。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。

(中略)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類される。

(中略)

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、企業の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(0~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサススコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESGコンセンサススコアの7から10(強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。)を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。それにより、サブ・ファンドはガバナンス面の特性だけでなく環境面および社会面の特性も促進する。

サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8条第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約して

いない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「著しい害を及ぼさない (do no significant harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮しない。

サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

(中略)

USトータル・イールド・サステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントはUSトータル・イールド・サステナブル(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類される。

(中略)

さらに、規則(EU)2020/852(「タクソノミー規則」)に基づき、SFDR第8第1項に従い環境的な特性を推進していると分類される金融商品は、2022年1月1日付で当該方針ならびにその投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかに関する説明に関して追加的な情報開示を行わなければならない。ただし、信頼に値し、即時性があり、かつ検証可能なデータが存在しないため、サブ・ファンドは2022年1月1日現在、義務付けられている情報開示を行うことができない。サブ・ファンドは、タクソノミー規則第3条に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する投資を最小限の比率で行うことを確約していない。欧州の基準における持続可能な資金調達の側面が直近で変遷していることを考慮すると、管理会社が必要なデータを入手すればこのような情報は直ちに更新される。設立国の目論見書の更新は、該当する場合、金融商品を投資先とする投資が、どのように、また、どの程度、タクソノミー規則に従い環境的に持続可能であるとの適格性を有する経済活動に対して行われているかを記載するために行われる。

「著しい害を及ぼさない (do no significant harm)」方針は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮するサブ・ファンドの投資対象にのみ適用される。サブ・ファンドのその他の投資対象は環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準を考慮しない。

基準通貨は、米ドルである。

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会/理事会指令2004/39/ECに定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。

(中略)

- h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資者および投資対象を保護する規則が適用されていること、またかかる商品は、

- EU加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一か国以上のEU加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、

(中略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- () トータル・リターン・スワップからの純リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。
- () トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。

(後略)

<訂正後>

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会/理事会指令2004/39/ECに定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。

(中略)

- h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項の意味の範囲内の短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に預金および投資者保護規則が適用されていること、またかかる商品は、

- EU加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、EUまたは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一か国以上のEU加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、

(中略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- () トータル・リターン・スワップからの総リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。
- () トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

UCIおよびUCITSへの投資

特定の投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資（またはリスクの分散化）が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象ファンド（以下「ターゲット・ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけにとどまらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料）。こうした手数料および費用はターゲット・ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたはUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」と題する項に記載する。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、投資価値に重大なまたは潜在的に相当な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

UCIおよびUCITSへの投資

特定の投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資（またはリスクの分散化）が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象ファンド（以下「ターゲット・ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけにとどまらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料）。こうした手数料および費用はターゲット・ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたはUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」と題する項に記載する。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ/または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、投資価値に重大なまたは潜在的に相当な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

(中略)

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITS(以下「ターゲット・ファンド」という。)に投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、ターゲット・ファンドの発行または買戻しの手数を請求されないことがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

・管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合

・客観的な基準に基づきリベートが付与される場合

・客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合

・リベートにより、リベート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合

リベート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。

・リベートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額

以下の追加の基準が適用される場合もある。

・投資者が保有するUBS集团投資スキームの資産総額、および/または

・投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリベートの金額を無償で開示するものとする。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

(中略)

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITS(以下「ターゲット・ファンド」という。)に投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資されるター

ゲット・ファンドの管理報酬(パフォーマンス報酬を除く)は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%とする。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、ターゲット・ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2021年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティングー (Robert Süttinger)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット -リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ)ゲーエムベアー、 フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・グア ニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント(U K)リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ルクセンブルグ、インディペンデ ント・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2022年6月27日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ) <u>エグゼクティブ</u> ・ディレクター	該当なし
ラファエル・シュミット - リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ)ゲーエムベーハー、 フランクフルト エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・グア ニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント(U K)リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ルクセンブルグ、インディペンデ ント・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラ
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第2 手続等

4 その他

<訂正前>

データ保護

(前略)

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- ・個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- ・マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)
- ・個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)
- ・データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ=シュル=アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

(中略)

()ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の申請期限は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取るべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

(後略)

<訂正後>

データ保護

(前略)

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データへのアクセス権 (すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、当該データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを修正させる権利 (すなわち、不正確もしくは不完全な個人データまたは事実誤認の適宜の更新または訂正を本投資法人に義務付ける権利)
- ・ 個人データの利用を制限する権利 (すなわち、同意するまで、個人データの処理を、一定の状況下での当該データの保管に限定することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理を含む、個人データの処理に異議を申し立てる権利 (すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または本投資法人の正当な利益のために遂行された業務の成果を根拠とした個人データの処理に異議を申し立てる権利。投資者の利益、権利および自由に優先してデータを処理するための差し迫った正当な根拠があること、または法的請求の立証、行使または防御のためにデータを処理する必要があることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は当該処理を終了する。)
- ・ 個人データを削除させる権利 (すなわち、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合を含む特定の状況において、個人データの削除を要求する権利)
- ・ データポータビリティ (すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、共有され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他のデータ管理者へのデータの移転を要求する権利)

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L - 4361エシュ=シュル=アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

(中略)

()ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録を申請しなければならない期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

(後略)

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員状況

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

<訂正前>

(2021年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	チェアマン	UBSファンド・マネジメント (スイス)エイ・ジー、バーゼル、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 デュドランジュ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし

<訂正後>

(2022年6月27日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>マイケル・ケール</u> (Michael Kehl)	<u>チェアマン</u>	<u>UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス</u> <u>ヘッド・オブ・プロダクト</u>	該当なし
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> (André Valente)	<u>ディレクター /</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>UBSファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、バーゼル</u> <u>チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</u>	該当なし
<u>アン・シャルロット・ローヤー</u> (Ann-Charlotte Lawyer)	<u>インディペンデント・ディレクター /</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>ルクセンブルグ大公国、</u> <u>インディペンデント・ディレクター</u>	該当なし
<u>フランチェスカ・ジリ・プリム</u> (Francesca Gigli Prym)	<u>ディレクター /</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ、ルクセンブルグ</u> <u>チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</u>	該当なし
<u>ミリアム・ウエベル</u> (Miriam Uebel)	<u>ディレクター /</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>UBSアセット・マネジメント(ドイツ)ゲーエムベーハー、フランクフルト、</u> <u>インスティテューショナル・クライアント・カバレッジ</u>	該当なし

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

投資方針
投資目的

- UBSアセット・マネジメントはヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当します。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を、リスク分散原則に従って、その所在地または主な活動拠点がヨーロッパである中小型および大型株式、その他の株式資本に投資します。サブ・ファンドの運用戦略は、安定的に高い配当を行う会社を選定することです。

(中略)

- アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資します。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当します。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせにより、サブ・ファンドは、通常、総純資産の80%および120%の間の債務証券へのネット・エクスポージャーを目指します。

(中略)

- アクティブ運用されるグローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資します。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資します。本サブ・ファンドは、特に投資魅力が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負います。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもありません。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできます。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当します。サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの測定、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIエマージング・マーケット(税引き後配当再投資)を用います。

(中略)

- UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当します。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資します。

(中略)

	<p>- UBSアセット・マネジメントはUSトータル・ワールド・サステナブル(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に該当します。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、主にその所在地または主な活動地が米国である会社の株式およびその他のエクイティ持分に投資します。</p> <p>(中略)</p>
--	---

(中略)

<p>その他の費用、 手数料</p>	<p>(中略)</p> <p>- 費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求されます。</p> <p>- 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%です。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
------------------------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資方針
投資目的

- UBSアセット・マネジメントはヨーロッパ・ハイ・ディビデンド・サステナブル(ユーロ)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類されます。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を、リスク分散原則に従って、その所在地または主な活動拠点がヨーロッパである中小型および大型株式、その他の株式資本に投資します。サブ・ファンドの運用戦略は、安定的に高い配当を行う会社を選定することです。

(中略)

- アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資します。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類されます。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせにより、サブ・ファンドは、通常、総純資産の80%および120%の間の債務証券へのネット・エクスポージャーを目指します。

(中略)

- アクティブ運用されるグローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資します。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資します。本サブ・ファンドは、特に投資魅力が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負います。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもありません。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできます。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類されます。サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの測定、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIエマージング・マーケット(税引き後配当再投資)を用います。

(中略)

- UBSアセット・マネジメントはロング・ターム・テーマ(米ドル)をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条第(1)項に従い分類されます。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資します。

(中略)

	<p>- UBS アセット・マネジメントはUS トータル・イールド・サステナブル (米ドル) をサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類しています。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則 (EU) 2019 / 2088 第 8 条第 (1) 項に従い分類されます。アクティブ運用される本サブ・ファンドは、主にその所在地または主な活動地が米国である会社の株式およびその他のエクイティ持分に投資します。</p> <p>(中略)</p>
--	---

(中略)

<p>その他の費用、 手数料</p>	<p>(中略)</p> <p>- 費用が複数または全部のサブ・ファンド / 投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド / 投資証券のクラスに請求されます。</p> <p>- 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係するターゲット・ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資されるターゲット・ファンドの管理報酬 (パフォーマンス報酬を除きます) は、あらゆる付随的な報酬も含めて最大で3%です。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
------------------------	--

(後略)